

令和7年度甲府市国民健康保険保健事業等業務委託 優先交渉権者選考審査基準

評価点は評価項目毎に1～5点の5段階で評価し、その評価点に評価加重を乗じたものとする。

No.	評価項目	評価加重	配点
1	【業務体制について】 本業務を実現する技術力、組織力が確保されているか。 また、データヘルス関連の実績が豊富にあり、事業を円滑に推進することができるか。	×1	5
2	【事業参加者の増加について】 糖尿病重症化予防業務・受診勧奨通知業務・多受診者指導業務・多剤服薬者指導業務の各業務において、参加者を増やすための効果が期待できる手法を行っているか。	×2	10
3	【医療費等分析作成業務】		
	傷病ごとの医療費情報を正しく把握し、精度の高い分析ができるか。	×1	5
	健康課題の抽出や新たに介入が必要な疾患・健康リスクの分析方法は、期待できる内容であるか。	×2	10
	健康課題や新たに介入が必要な疾病・健康リスクに対し、現行の保健事業の見直しや新たな取組を実施するための具体的な対応策の提案をすることができるか。	×3	15
4	【糖尿病重症化予防業務】		
	保健指導実施者に対する専門的技術・知識向上のための研修体制は確保されているか。	×1	5
	保健指導の内容が伝わるような教材を用いているか。	×1	5
5	【受診勧奨通知業務（特定健診異常値放置者、生活習慣病治療中断者）】		
	被保険者の健康増進に効果的な対象者抽出を行うことができるか。	×1	5
	通知物は見やすく、わかりやすいデザインであり、効果が期待できる内容であるか。	×1	5
6	【多受診者指導業務】		
	被保険者の健康増進及び医療費適正化に効果的な対象者抽出を行うことができるか。	×1	5
	適正な受診の促進が期待できる指導内容であるか。	×1	5
7	【多剤服薬者指導業務】		
	優先順位付けについては、保健指導の効果や必要性を考慮した内容の提案がされているか。	×1	5
	適正な服薬の促進が期待できる指導内容であるか。	×1	5
8	【ジェネリック医薬品の使用促進業務】		
	通知物は見やすく、わかりやすいデザインであり、適正な薬剤を選定して事業を行うことができるか。	×1	5
	報告書は詳細かつ分かりやすく、具体的な効果検証ができる内容であるか。	×1	5
9	【個人情報保護】 個人情報保護の管理体制は確実で信頼性があるか。	×1	5
10	【提案価格】 審査員の合計点数が同点の場合は、提案価格の低い者を上位の優先交渉権者とする。	—	—
配 点 合 計			100